

【個人事業主用】提出書類一覧・チェックリスト

以下の1～5の書類を全て揃えて提出してください。

	提出書類	チェック
1	安全・安心な島づくり応援プロジェクト奨励金申請書兼口座振替依頼書（第1号様式） 1つの事業者で複数の店舗等を運営する者は、本店、又は主な店舗について記入（入力）する	<input type="checkbox"/>
2	口座の通帳の表紙及び表紙うら面の写し（添付様式1） 口座番号及び名義人氏名（フリガナ含む）が確認できる箇所	<input type="checkbox"/>
3	本人確認書類の写し（添付様式2-1、2-2）※両方とも提出 写真付き身分証明書の写し（運転免許証・マイナンバーカード(裏面は不要)・住民基本台帳カード等) 健康保険証の写し（被雇用者かどうかを判断するために必要）	<input type="checkbox"/>
4	収入が減少していることが確認できる書類 下記の①、②、③、④のいずれか ① 業歴が1年以上の場合 令和2年2月から同年5月までの間で、前年同月と比べ収入が減少しているいずれかの月について、本年及び前年の該当月の収入額を確認できる以下の書類 ア 本年（収入が減少した月）の収入額：収入額を確認できる帳簿の写し(様式は問わない) イ 前年（収入を比較する月）の収入額：直近の確定申告書関係書類 (ア) 確定申告書第一表の控え (イ) 所得税青色申告決算書2枚の写し又は月別で収入額を確認できる帳簿等の写し（様式は問わない） ※確定申告書の写しが無い場合、税務署の「申告書等閲覧サービス」で閲覧した確定申告書の写真でも可 ※確定申告書が提出できない場合は、市町村民税等（裏表）の申告書で代替することができます。 なお、相当な理由により確定申告書及び市町村民税等の申告書が提出できない場合は、収入減少申告書（添付様式3）の提出で代替することができます。 ただし、その場合は、内容の確認等に時間を要するため、給付までに通常よりも大幅に時間を要したり、確認の結果、奨励金の給付ができない場合があります。 また、収入減少申告書（添付様式3）の提出で確定申告書を代替する場合、事業の実態を確認する必要があるため、以下のa～eの書類のうちいずれか1つも併せて提出してください。 a 業種に係る営業に必要な許可等を全て取得していることが分かる書類 (例) 簡易宿所営業許可、自家用自動車有償貸渡業許可など b 個人事業の開業・廃業等届出書の控えの写し（税務署の印あり） c 店舗等の外観・内観の写真 d 営業していることが分かるホームページ等の写真 e 事業に係る取引書類等の写し（令和2年1月以降のもの） (例) 契約書、請書、納品書など	<input type="checkbox"/>

※減少した主な収入を雑所得又は給与所得で確定申告している事業者については、申請者がその雇用者ではない者との間で締結する業務委託等（委任契約、準委任契約、請負契約等）の契約書（全ページ。様式は問いません。）で、契約を締結した当事者の署名又は記名押印（署名等）があるもの（申請者の署名がない場合でも、申請者以外の契約者の署名等があれば問題ありません）を提出してください。

② 業歴が1年未満の場合

ア 令和2年4月又は5月の収入がそれ以前の月より減少していることについて、収入額を確認できる帳簿の写し(様式は問わない)

※収入減少申告書（添付様式3）の提出で代替することができます。

イ 事業の実態が確認できる以下のa～eの書類のうちいずれか1つ

a 業種に係る営業に必要な許可等を全て取得していることが分かる書類の写し

（例）簡易宿所営業許可、自家用自動車有償貸渡業許可など

b 個人事業の開業・廃業等届出書の控えの写し（税務署の印あり）

c 店舗等の外観・内観の写真

d 営業していることが分かるホームページ等の写真

e 事業に係る取引書類等の写し（令和2年1月以降のもの）

（例）契約書、請書、納品書など

③ 持続化給付金の給付決定通知の写し

④ 中小企業信用保険法第2条第5項に基づくセーフティネット保証4号若しくは5号、又は同法第2条第6項に基づく危機関連保証の適用について市町村長から受けた認定書の写し

※新型コロナウイルス感染症の影響に対する認定書に限る

【個人事業主用】 提出書類一覧・チェックリスト

5

本書類